第三十条第二項第四号	又は戸籍の抄本
第三十条第二項第四号の二	第一条各号
第三十条第五項	第四十四条の三第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法附則第十条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項
	第四十四条の三第一項
第三十条第六項	第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法附則第十条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項
第三十条第八項	第一号厚生年金被保険者期間
	これらの表
第三十条の二第一項各号列記以外の部分	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金（
	機構
第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	及び住所
第三十条の二第二項第五号及び第六号	年月日
第三十条の二第三項第一号及び第四号イ	抄本
第三十条の二第四項	第三十九条第一項
第三十条の三第一項第一号	及び住所
第三十条の三第一項第五号及び第六号	年月日

第三十条第二項第四号	又は戸籍の抄本若しくは謄本
第三十条第二項第四号の二	第一条第一項各号
第三十条第五項	第四十四条の三第一項
第三十条第六項	第四十四条の三第一項
第三十条第八項	第二号厚生年金被保険者期間
	表
第三十条の二第一項各号列記以外の部分	老齢厚生年金
	連合会
第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	、住所及び氏名
第三十条の二第二項第五号及び第六号	年月
第三十条の二第三項第一号及び第四号イ	抄本若しくは謄本
第三十条の二第四項	国家公務員共済組合法施行規則第百十四条の二十三第二項第二号
第三十条の三第一項第五号及び第六号	住所及び氏名
	年月

第三十条の三第一項第七号	第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項
第三十条の三第二項第一号	抄本
第三十条の四第一項各号列記以外の部分	第四十四条の三第一項、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項又は平成二十四年一元化法附則第十条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項
第三十条の五第一項各号列記以外の部分	第三十八条第二項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第三十八条第二項（昭和六十年改正法附則第五十六条第三項において準用する場合を含む。）
第三十条の五第一項第一号	及び住所
第三十条の五第一項第六号	年月日
第三十条の五第二項第一号及び第五号	抄本
第三十条の五第二項各号列記以外の部分	第三十八条の二第一項（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正並びに国家公務員共済組合制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百八十八号）第三十条